

変更届が必要となる変更事項

(児童福祉法施行規則 第18条の35)

※上記厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**10日以内**に届出をする必要があります。

項番	変更の届出事項	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
1	事業所(施設)の名称	○	○	○	○	○
2	事業所(施設)の所在地	○	○	○	○	○
3	申請者(法人)の名称	○	○	○	○	○
4	申請者(法人)の主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○
5	申請者(法人)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○	○	○
6	登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)	○	○	○	○	○
7	事業所の平面図	事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○
9	事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○
10	<p>運営規程</p> <p>※右欄の項目は、指定基準において、運営規程に必ず定めておかなければならないとされている項目です。右欄以外の内容でも、運営規程に定めている場合は変更届が必要です。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3 営業日及び営業時間</li> <li>4 利用定員☆</li> <li>5 支援の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>6 通常の事業の実施地域</li> <li>7 サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>8 緊急時等における対応方法</li> <li>9 非常災害対策</li> <li>10 主たる対象とする障害の種類</li> <li>11 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>12 その他運営に関する重要事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3 営業日及び営業時間</li> <li>4 利用定員☆</li> <li>5 支援の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>6 通常の事業の実施地域</li> <li>7 サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>8 緊急時等における対応方法</li> <li>9 非常災害対策</li> <li>10 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>11 その他運営に関する重要事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3 営業日及び営業時間</li> <li>4 支援の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>5 通常の事業の実施地域</li> <li>6 サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>7 サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>8 緊急時等における対応方法</li> <li>9 緊急時等における対応方法</li> <li>9 その他運営に関する重要事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3 営業日及び営業時間</li> <li>4 支援の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>5 通常の事業の実施地域</li> <li>6 サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>7 緊急時等における対応方法</li> <li>8 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>9 その他運営に関する重要事項</li> </ol>	
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	○	—	○	○	—

☆児童発達支援/放課後等デイサービスの利用定員を増加しようとするとき、指定変更の届出(様式第2号)が必要です。なおその場合は必ず事前協議の上、一ヶ月前までに届出をしてください。

変更届添付書類一覧表

○：必須 △：場合により添付不要

※提出前に必要書類を確認し、必ず本表と併せてご提出ください。

届出書類		添付書類一覧表（本表）	様式第3号	様式第5号	付表	登記事項証明書または条例等	従業者の勤務体制及び形態一覧表	事業所平面図・写真	設備・備品等一覧表	経歴書	運営規程（新旧対照表）	従業者等の実務経験証明書	自己所有の場合は建物の登記記載事項の写し、賃貸の場合は賃貸借契約書の写し	児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（大津市内に申請者（法人）の全ての事業所がある場合に限る）	備考	
変更届が必要となる変更事項																
申請者確認欄（提出する書類の欄にチェックして下さい）																
1	事業所の名称	○	○	○							○			○		
2	事業所の所在地	○	○	○				△	△		○		△	○	★要事前相談 位置図を添付 住居表示の変更のみの場合△は不要	
3	申請者（法人）の名称	○	○	○		○								○	登記事項証明書は変更後のものを添付	
4	申請者（法人）の主たる事務所の所在地	○	○	○		○								○	登記事項証明書は変更後のものを添付	
5	申請者（法人）の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○			○								○	登記事項証明書は変更後のものを添付 「変更届」に代表者の氏名のふりがなも記載してください。	
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）	○	○	○		○									登記事項証明書は変更後のものを添付	
7	事業所の平面図及び設備の概要	○	○					○	○							
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	△	○		○			○		△				
9	事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	○		○		○			○		△			研修の終了証明書（写）を添付	
10	運営規程	従業者の職種、員数及び職務の内容	○	○	○	○	○				○					
		利用者の定員変更に伴うもの	○	○	○	○	○				○				★要事前相談 ※児童発達支援・放課後等デイサービスの定員増の場合は別途変更指定申請（様式第2号）も必要	
		主たる対象とする利用者、障害の種類	○	○		○						○				
		通常の事業の実施地域	○	○	○	○						○				
		支援の内容	○	○	○	○		○				○				
	上記以外	○	○								○					
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	○	○		○										契約内容等がわかる書類を添付	

※1 上記の書類のほか、必要に応じて別途書類の提出を求め場合があります。

2 様式第5号については、届け出ている開始（変更）届の内容に変更があった時のみ提出してください。

3 変更の内容によっては、事前相談が必要な場合があります。（備考欄を参照してください。）

4 業務管理体制の整備に関する届出事項の変更については、上記事項以外にも届出が必要な場合があります。別途確認してください。

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設  
 指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設  
 指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所  
 指定変更 申請書

年 月 日

大津市長 様

所在地  
 申請者 名称  
 代表者  
 (職・氏名)

表題の事業所・施設に係る指定の変更を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号(13桁)					
申請者 (設置者)	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )					
	連絡先	電話番号	(内線)				
		E-mailアドレス					
	法人等の種類						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日	
代表者の住所	(郵便番号 - )						
指定を受けようとする事業所・施設の 種類	フリガナ 名称						
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 - ) 大津市					
	多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○						
	同一所在地において 行う事業等の種類		共生型サービスの指定を申請するものに○	今回の指定変更申請を する対象事業等に○	既に指定を受けている 事業に○	事業の変更予定年月日	本申請書に添付して提出する 様式(付表)
	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護					付表1
		重度訪問介護					付表1
		同行援護					付表1
		行動援護					付表1
		療養介護					付表2
		生活介護					付表3
		短期入所					付表4
		重度障害者等包括支援					付表5
		自立訓練(機能訓練)					付表6
		自立訓練(生活訓練)					付表6
		就労選択支援					付表7
就労移行支援						付表8	
就労継続支援A型						付表9	
就労継続支援B型					付表9		
就労定着支援					付表10		
自立生活援助					付表11		
共同生活援助					付表12		
指定障害者支援施設(施設入所支援)						付表13	

指定一般 相談支援 事業所	地域移行支援					付表14
	地域定着支援					付表14
指定特定相談支援事業所						付表15
指定障害 児通所支 援事業所	児童発達支援					付表16
	放課後等デイサービス					付表16
	居宅訪問型児童発達支援					付表17
	保育所等訪問支援					付表18
指定障害児入所施設						付表19/20
指定障害児相談支援事業所						付表15
【既に指定を受けている場合】事業所番号						

(備考)

- 1 「法人等の種類」欄には、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 2 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業のそれぞれに「○」を記載してください。
- 3 「【既に指定を受けている場合】事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。

変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)  
大津市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者  
(職・氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定障害児通所支援事業所の指定に係る事項の変更の届出先（以下「指定権者」という。）と指定障害児通所支援事業所の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先（以下「監督権者」という。）が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所（施設）の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であつて、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があつたことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス（）に✓を付してください。

指定内容を変更した 事業所（施設）	事業所番号	
	名称	
	所在地	
	事業の種類	
変 更 が あ っ た 事 項		
1	事業所（施設）の名称	(変更前)
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	
3	事業者（法人）の名称	
4	事業者（法人）の主たる事務所の所在地	
5	事業者（法人）の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	登記事項証明書または条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	(変更後)
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10	運営規程	
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
変更年月日		年 月 日

注1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第5号(第8関係)

障害児通所支援事業 開始(変更)届

開始・変更しようとする事業	種 類	
	提供する便宜等の内容	
経 営 者 ( 法 人 )	氏 名 (名 称)	
	住 所 (事務所の所在地)	〒 ー
基 本 約 款	別 添 I	
職 員 の 職 種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
		人
		人
		人
	合計	人
主な職員の氏名		
主な職員の経歴	別 添 II	
事業を行おうとする区域		
事業の用に供する施設	名 称	
	所 在 地	〒 ー
	利用定員	
事業開始の予定年月日	年 月 日	
<p>1 上記のとおり、障害児通所支援事業を開始しますので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出ます。</p> <p>2 上記のとおり、児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業者 住所(事務所の所在地) 氏名(名称)</p> <p>(あて先) 大津市長</p>		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

注 変更の場合は、変更の日から1ヶ月以内に届出を行ってください。

## 障害児通所支援事業開始(変更)届記入要領

- 1 標題の届出名のうち、開始・変更のいずれかの該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更した事項のみを記入し、変更から1ヶ月以内に届け出ること。
- 3 「開始・変更しようとする事業」欄のうち「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
- 4 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が法人である場合には、その名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 「職員の定数」欄には、実人員を記入すること。
- 6 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、管理者を指すものであること。
- 7 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村(都道府県)の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村(都道府県)の名称を併せて記入すること。
- 8 届出の法令上の根拠を示す欄では、1(開始)又は2(変更)のうち該当する番号を○で囲むこと。
- 9 開始の届出をする際には、この届に児童福祉法施行規則第36条の30の7第2項に掲げる書類(収支予算書、事業計画書)を添付すること。